令和2年4月28日

大阪市経済戦略局

産業振興部施設管理担当

電話：06-6615-3760

中小事業者等への緊急支援（休業要請支援金に係る本市分担金）

大阪市は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に、大阪府及び府内市町村と共同して、家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えする「休業要請支援金（府・市町村共同支援金）」を支給します。

（参考）休業要請支援金（府・市町村共同支援金）

* 対象要件

　　　下記の３つの要件を全て満たす中小企業・個人事業主が対象となります。

　　　１．大阪府内に主たる事業所を有していること。

　　　２．大阪府の「施設の使用制限の要請等」を受け、令和２年４月21日から同年５月６日までの全ての期間において、支援金の対象となる施設を全面的に休業する、当該施設の運営事業者であること。（食事提供施設の運営事業者は、営業時間を午前５時から午後８時までの間へと短縮する等の協力を行った場合のみ）

　　　３．令和２年４月の売上が前年同月対比で50％以上減少していること。

　・　支給額

中小企業　100万円（府と市町村で1/2ずつ負担）

個人事業主　50万円（府と市町村で1/2ずつ負担）

* 申請受付期間：令和２年４月27日（月曜日）から同年５月31日（日曜日）まで

　　　　　　　（当日消印有効）

* 支援金の支給時期：５月のできるだけ早い時期より【予定】

【令和2年度補正予算額　92億5,300万円】